千葉県立佐倉高等学校校 長 上市善章

気象警報発令および交通機関運休の場合の対応に関する規定の改定 について

寒冷の候、保護者の皆様にはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。日頃より、本校の教育活動に多大なる御支援と御理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現行の「気象警報が発令された場合の対応について」および「交通機関が運休した場合の対応について」の規定(生徒手帳 P. 27·28 に記載)に関して、昨今の気象状況の変化などを鑑み、また内容も整理して、下記のように「気象警報等発令時および交通機関運休時の登校に関する判断基準」として改定いたします。

つきましては、御理解と御協力の程どうぞよろしくお願いいたします。なお、この判断基準は令和2年1月21日より適用いたしますので、御了解ください。

記

## 気象警報等発令時および交通機関運休時の登校に関する判断基準

- 1 午前6時の時点で、次の(1)~(3)のいずれかに該当する場合は、生徒は自宅待機とする。
  - (1) 印旛地区を含む千葉県北西部地域に、次のいずれかが発令されている場合
    - ① 大雨警報と暴風警報の両方
    - ② 大雨特別警報
    - ③ 暴風雪警報
    - ④ 大雪警報
  - (2) 京成電鉄本線(京成津田沼~成田間)が運休している場合
  - (3) JR総武本線(千葉~佐倉間)、JR総武本線(佐倉~成東間)およびJR成田線(佐 倉~成田間)がすべて運休している場合
- 2 午前6時から午前9時までの間に、上記1で示した状況が解消された場合は、生徒は安全に十分留意して登校する。
- 3 午前9時の時点で、上記1で示した状況が解消されない場合は、学校は臨時休業日とし、 生徒は家庭学習とする。